

ジュニアNISAは0歳から始めれば最長20年近くが非課税に!
現行(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積
2000万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される。

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

税制改正大綱で2016年よりNISA上限額が年120万円、ジュニアNISAが創設へ。

2015年1月14日(水)に政府は平成27年度税制改正大綱(正確には「税制改正の大綱」)を閣議決定した。NISA(少額投資非課税制度)及びジュニアNISAに関連する事項は、昨年2014年12月30日に発表された与党の税制改正大綱の内容をほぼそのまま受け継いでいる(詳細は2015年1月13日付日本版ISAの道86参照~URLは後述[参考ホームページ])。今回はこの大綱に盛り込まれたジュニアNISAについて詳しく見る。

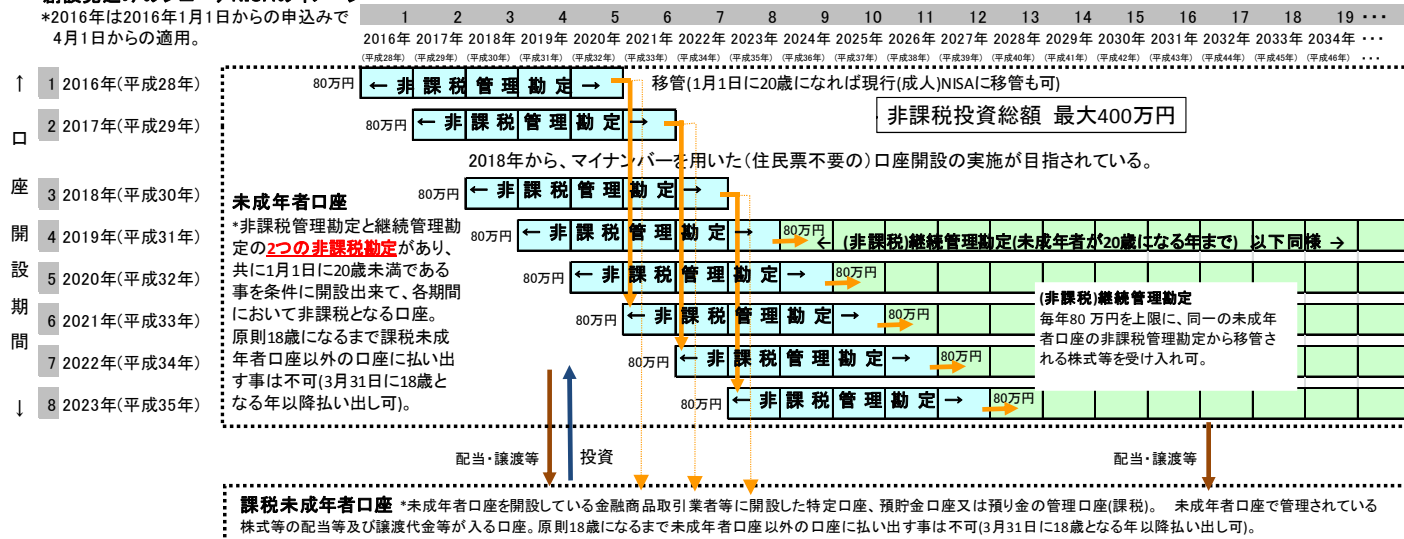
大綱に出ていたジュニアNISAの概要

ジュニアNISA(大綱では「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」)を利用出来るのは、日本に住む人で、開設年の1月1日に20歳未満である者及びその年に出生した者である。20歳未満と言っても、実際は祖父母や両親などが孫や子供の名義で口座を開設、運用や管理を行う。ジュニアNISAのメリットはその「未成年者口座」内での上場株式等の配当等や譲渡所得等が非課税となる事だ。

「未成年者口座」を開設出来るのは2016年から2023年までである。ただ、2016年は1月1日からの申込みで4月1日からの適用(*2017年以降は1月1日からの適用)。これは「多くの金融機関は14年に始まったNISAのシステム投資を実施したばかりで、一部の地方銀行などには疲弊感も残る。金融庁は当初、こうした事情に配慮して16年10月1日からの投資に適用するスケジュール案で財務省と交渉していた。だが、税務当局の考えは違っていた。…(略)…投資開始日をずらし、『先頭グループ』がぎりぎり間に合うタイミングの同4月1日とした。」(2015年1月15日付日本経済新聞電子版)と言う(URLは後述[参考ホームページ])。現行(成人)NISAでは、導入元年2014年分の口座開設は前年2013年10月からの申込みで2014年1月1日からの適用だった。混乱する人もいるかもしれないのでこのあたりは注意したいものである。

創設見込みのジュニアNISAのイメージ

*2016年は2016年1月1日からの申込みで4月1日からの適用。



(出所:税制改正大綱より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成) *現時点での投信調査室の解釈なので今後変わります。

ジュニア NISA は 0 歳から始めれば最長 20 年近くが非課税に!

ジュニア NISA は年間投資上限額が 80 万円で現行(成人)NISA の 100 万円(*2016 年から 120 万円へ拡大)より小さい。また、ジュニア NISA は口座開設期間が 2016 年から 2023 年までであり現行(成人)NISA の 2014 年から 2023 年までよりも短い。これはジュニア NISA と現行(成人)NISA の口座開設期間の最後を 2023 年で一致させる為だろう。今後、金融庁及び金融業界の要望が通り(金融庁の 2013 年度税制改正要望にあったが)、英国 ISA の様な口座開設期間「恒久化」になれば、ジュニア NISA も現行(成人)NISA も 2024 年以降の口座開設が可能となる。

日本の成人NISAとジュニアNISA、英国の成人ISAとジュニアISA

項目	2015年1月14日		2015年1月19日現在	
	*拡充(見込み)	*新設(見込み)		
制度を利用可能な者	日本の大人版NISA/一般向けNISA/成人NISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	日本の子ども版NISA/ジュニアNISA (日本版ジュニアISA) (未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)	英国のISA(アダルト/レギュラーISA) /Individual Savings Accounts *2014年7月1日~New ISA (個人貯蓄口座)	英国のジュニアISA /Junior Individual Savings Accounts (子供のための個人貯蓄口座)
非課税対象	20歳以上の居住者等	20歳未満の日本居住者等(名義者) *1月1日において20歳未満およびその年に出生した者。 *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの名義で投資。	株式型...18歳以上の居住者等、預金型...16歳以上の居住者等 *18歳未満にはジュニアISAがあり、18歳になると自動的にこのアダルト/レギュラーISAに。	18歳未満の英国居住の子どもの名義者(名義者) *口座開設は子どもの親権者のみ。資金拠出は子どもと同居の父母など誰でも可。 *チャイルド・トラスト・ファンド(Child Trust Fund savings account/CTF)2002年1月1日~2011年1月31日生まれ(定期投資)(チャイルド・トラスト・ファンドからジュニアISAへの移行は2015年4月以降となる見込み)。 *16歳以上~18歳未満は、子ども本人または親権者が口座開設可。 *18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAに、16歳以上~18歳未満はアダルト預金型とジュニアISA預金型の両口座開設可。
非課税投資枠	上場株式・公募株式投資等の配当・譲渡益 *年120万円(2016年分)から一現行年100万円 *累積非課税投資額600万円以上(一現行では、毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円)。	上場株式・公募株式投資等の配当・譲渡益 毎年、新規投資額で80万円を上限 *累積非課税投資額上限400万円。 *生前贈与の場合、NISA以外に贈与があり、合算で年間110万円を超えること、贈与税がかかる(見直し)。下記「贈与税」欄参照。	株式型...株式・投信・債券、預金型...預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がり率が5%以下のもの。 年間15000英ポンド(約260万円)を上限。 *2014年4月6日~2015年4月5日。従来、株式型の半分までとされた預金型の上限が撤廃。累積非課税投資額上限無し。	株式型...株式・投信・債券、預金型...預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がり率が5%以下のもの。 4000英ポンド(約68万円)を上限(預金型と株式型の合計) *2014年4月6日~2015年4月5日。累積非課税投資額上限無し *16歳以上~18歳未満はジュニアISA(4000英ポンド)に加え、アダルトISA預金型(15000英ポンド)も可なので、19000英ポンド(約320万円)を上限。
投資可能期間	10年間(2014年~2023年)	8年間(2016年~2023年) *口座開設申込は2016年1月1日から、投資は同年4月1日から(2017年以降はいずれも1月1日から)。	恒久化 *当初は10年間(1999年~2009年)、2008年に恒久化。	18歳になると自動的にアダルト/レギュラーISAへ。
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長5年間 *子どもの年齢により、非課税管理勘定または継続管理勘定に移管して長期可(1月1日において20歳である年の前年12月31日まで)。 *20歳で売れた1月1日以後は(成人)NISAへ移管可。	無制限(年齢制限あり)	無制限(年齢制限あり)
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる。ファンドのスイッチング不可、同一の非課税口座内での移管は可。	原則、18歳になるまで引き出し不可 *3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 *災害等やむを得ない場合などの例外あり。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用(買い換え)可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。	18歳になるまで引き出し不可(口座のすべての管理は親権者、16歳以上で子ども本人の管理可)。 ジュニアISA内で株式型と預金型の間の移管は可、ジュニアISAとアダルト/レギュラーISAまたはCTFとの間の移管は不可(2015年4月以降、CTFからジュニアISAへの移管の見込み)。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。	一人一口座。毎年金融機関の変更可。	株式型と預金型に各一人一口座(株式型と預金型は別の金融機関で可) *翌年以降変更可。	株式型と預金型に各一人一口座、さらに同時期には一つの金融機関でしか開設出来ない。
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2016年1月1日からの申込で同年4月1日から。	1987年の個人持株制度(PEPs)と1991年の免税特別貯蓄口座(TESAs)を前身に1999年(4月6日)から株式型と預金型と保険型で始まった *保険型は2005年に株式型へ統合。	2011年11月1日から開始 *最初の課税年度(アダルト/レギュラーISAでは2011年4月6日~2012年4月5日)はジュニアISAでは2011年11月1日~2012年4月5日。
加入者数	NISA口座開設数は、2014年3月末で650万件。買付総金額は、2014年1~3月合計で1兆34億円(2014年6月23日金融庁)。	0歳から19歳が2232万人と日本の総人口の約17.6%(2014年6月1日現在)。	ISA(アダルト/レギュラーISA)の口座数は2316万口座とISA対象者の約半数が利用(株式型715万口座、預金型のみ1601万口座~2012年4月5日時点)。残高は2013年4月5日時点で、4428億英ポンド(約66兆2000億円)、うち株式型が2222億英ポンド(約33兆2000億円)、預金型が2206億英ポンド(約33兆円)。	ジュニアISAの口座数は43.2万口座(18歳未満の人口1360万人の3.2%)、5億7800万英ポンド(約990億円)が拠出。うち株式型には12.2万口座(同0.9%)、1兆4700万英ポンド(約250億円)、預金型には31.0万口座(同2.3%)、4億3100万英ポンド(約40億円)が拠出(2013~2014年度/2013年4月6日~2014年4月5日)。2014年4月5日現在、ジュニアISAの残高は11億8000万英ポンド(約1900億円)、うち株式型3億2000万英ポンド(約550億円)、預金型7億8000万英ポンド(約1350億円)。
(参考) 贈与税	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。	受贈者一人当たり年間110万円以下は非課税(贈与税の基礎控除)。繰越不可。 *直系尊属から、30歳未満のひ孫・孫・子への教育資金を贈与した場合は受贈者1人につき1500万円(学校以外は500万円)まで非課税(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、2013年4月1日~2019年3月31日)。扶養義務者からの教育資金は非課税だが、必要な額直接これらに充てるためのものに限られ、それを預金したり株式などの買入資金に充てたりしている場合には贈与税がかかる。		贈与者が7年を超えて生き続ければ非課税。7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかる(Potentially Exempt Transfer/PEI)。ただし課税対象額は6年超20%、6年以下40%、(一階)~3年以下100%と段階的になっている。 *贈与時に一律20%と選択できる(Chargeable Lifetime Transfer/CLT)、7年以内に死亡すると相続税一律40%がかかるので(払った20%は控除されるが)、適用は少ない。

(出所: 日本の金融庁・日本証券業協会など、英国の政府・英国歳入税関などより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

ジュニア NISA も現行(成人)NISA も「非課税管理勘定」は最長で 5 年間と言う事は同じである。また、ジュニア NISA も現行(成人)NISA も「非課税管理勘定」の期間が終われば、年間投資上限額まで(移管時の時価により)「非課税管理勘定」に移管、つまり、ロールオーバー出来るのも同じである。

しかし、現行(成人)NISA が払い出し自由なのに対し(*再利用は不可となるが)、ジュニア NISA は基準年(*3月31日)に18歳である年の前年まで払い出し不可である(*英国のジュニアISAも同様)。仮に「非課税管理勘定」で配当・投信分配金や株式・投信の譲渡代金等が発生すると、「課税未成年者口座(未成年者口座を開設している金融機関に開設する特定口座、預貯金口座、預り金の管理口座)」で管理され、基準年(*3月31日)に18歳である年の前年まで払い出し不可となる。「非課税管理勘定」で株式・投信を期間(最長5年)内に

売却・解約する場合、「課税未成年者口座」に現金等が入る。この場合、①翌年設けられる新たな「非課税管理勘定」で再投資、②基準年(*3月31日に18歳である年)の前年まで「課税未成年者口座」に現金等を置いておきその後払い出し、③1月1日に20歳である年まで置いておき現行(成人)NISAの「非課税管理勘定」で移管(ロールオーバー)、などの選択がある。

「非課税管理勘定」で株式・投信を保有したまま期間(最長5年)が終了した場合はどうだろうか? 翌年設けられる新たな「非課税管理勘定」に時価で移管(ロールオーバー)すればよい(*「課税未成年者口座」に移管可かもしれないが、せつかく新たな「非課税管理勘定」に移管(ロールオーバー)出来るのなら、それを選択する人が多いと思われる)。

ここで問題は、2019年以降に設けられた「非課税管理勘定」で株式・投信を保有したまま期間(最長5年)が終了した場合である。「非課税管理勘定」は2023年までしか設けられないから移管(ロールオーバー)出来ない。2024年頃に18~20歳になる場合はいい。ジュニアNISAの「非課税管理勘定」は基準年(*3月31日に18歳である年)になれば払い出し可となるし、1月1日に20歳になれば現行(成人)NISAの「非課税管理勘定」が開設されたものと見なされて、現行(成人)NISAに移管も可となる(*2023年まで、2024年以降は成人NISA口座開設期間「延長」もしくは「恒久化」があれば可となる)。それより若い子供に問題が起こる。例えば、2019年に0歳で始める場合、2024年から2037年頃まで10年超が「課税未成年者口座」になってしまう。配当等が課税され、原則18歳まで払い出し不可。これでは、2019年以降、ジュニアNISAを始める人は急減しよう。しかし、ここで考えられたのが「継続管理勘定」(*現行NISAには無い)。「継続管理勘定」は「非課税管理勘定」で株式・投信を保有したまま期間(最長5年)が終了した場合、年80万円を上限にして「非課税管理勘定」から上場株式等を移管出来、「非課税管理勘定」と同様に非課税となるのだ。さらに、期間最長5年の「非課税管理勘定」と違い1月1日に20歳である年の前年まで適用される事となる。つまり、2024年以降、非課税で移管(ロールオーバー)出来、最長20歳になるまで投資可能となる。

現行(成人)NISAと合わせ、4人家族で年400万円、累積2000万円!! 家計の長期資産形成が大いに期待される

ジュニアNISAを0歳から利用すれば、1月1日に20歳である年の前年まで適用が可能なので、最長20年近くを非課税に出来る。ちなみに、英国のジュニアISAも最長5年と言った非課税期間は無いので、一足早くジュニアNISAが英国に近付いた感じである。あとは、英国のISAの様な成人NISAでの非課税期間「無制限」や口座開設期間「恒久化」が期待されよう。

繰り返し、2016年より創設されるジュニアNISAの年間投資上限額は80万円で、2016年より拡大される現行(成人)NISAの年間投資上限額は120万円なので、非課税となる累積投資総額はジュニアNISAが400万円、現行(成人)NISAが最大600万円となる。仮に大人2人、子供2人の4人家族が全員、利用したとすると、2015年まで最大1000万円だった非課税投資が、2016年より1世帯年400万円まで可能となり、累積で最大2000万円もの非課税投資が可能となる(次頁の「与党税制改正大綱を財務省が独自に整理した資料」を参照)。現状、「NISAを保有している世帯における平均保有額は、125万円」(2014年11月5日付金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」)との事、その額まではかなりある。これからのジュニアNISA及び現行(成人)NISAの長期にわたる拡充、家計の長期資産形成が大いに期待される所である。



NISAの拡充（ジュニアNISAの創設等）（案）

ジュニアNISA（J-NISA）創設のねらい

- 若年層への投資のすそ野拡大
- 高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転して、成長資金へと動かす契機に
- 未成年者の独り立ちまでの長期にわたる投資を促進
- 世帯単位でみた非課税投資可能額の引上げ

J-NISAの概要（案）

- 非課税対象 : 20歳未満の人が開設するJ-NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 年間投資上限 : 80万円
- 非課税投資総額 : 最大400万円（80万円×5年間）
- 口座開設期間 : 平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）
- 非課税期間 : 最長5年間
- 運用管理 : 親権者等の代理又は同意の下で投資
18歳になるまで原則として払出し不可

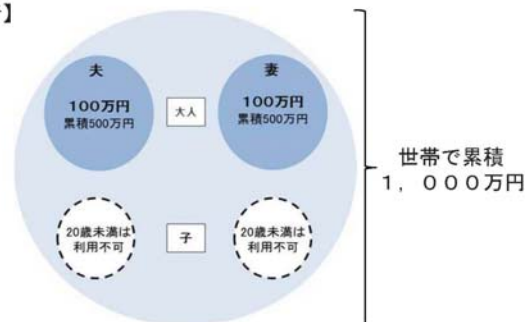
現行NISAの投資上限額の見直し（案）

年間の投資上限額（現行100万円）を毎月の定額投資に適した金額として、平成28年から年間120万円（毎月10万円×12ヶ月）に引き上げる。

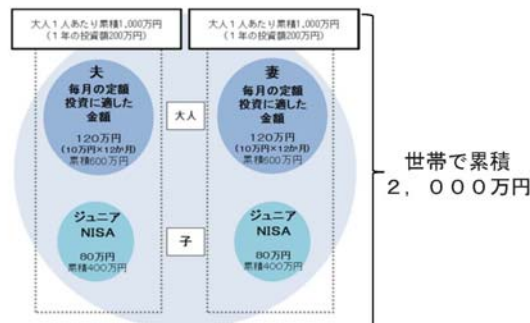
<NISA・J-NISAを通じた実質的な投資枠>

夫婦2人世帯をモデルとする
 ※ 子どもを含む国民1人あたり金融資産
 平均額566万円、4人で約2,000万円（平成25年総務省家計調査）

【現行】



【改正案】



2

（出所：与党税制改正大綱を財務省が独自に整理した資料（法人税改革以外）の p.2 より）

【参考ホームページ】

平成27年度(2015年度)税制改正の大綱(2015年1月14日閣議決定)...

「http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf」、

2015年1月13日付日本版ISAの道 その86「税制改正大綱にジュニアNISA創設とNISA120万円への引き上げ! 1月から年単位で金融機関の変更が可となり、NISA拡充に期待が膨らむ中、NISAの2015年分で何に投資する? NISAの2014年分の投資(投信分)を総括!!」...

「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/150113.pdf>」、

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(2014年)」...

「<http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/yoron2014fut/>」、

2015年1月15日付日本経済新聞電子版「ジュニアNISA、口座争奪戦まで1年を切る」...

「<http://www.nikkei.com/markets/column/funds.aspx?g=DGXMZO818738301301201500000>」、

与党税制改正大綱を財務省が独自に整理した資料(法人税改革以外)...

「http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/20141230.htm」。

以上
 (投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。